

## 協議第 2 4 号

### 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める。

- 1 両市が事務の共同処理を実施しているものについて、合併後の市の事務事業実施体制に合わせ、必要と判断されるものを継続する。
- 2 第三セクター及び公社については、合併後の市における事務事業に合わせて対応する。

平成 2 9 年 4 月 2 5 日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する  
任意協議会 会長 加藤 憲一

#### 【調整理由】

- ・事務を共同で処理している他団体との関係等に一定の配慮をしつつ、合併後の市の事務事業実施体制を基に、必要となる連携を継続することが適当であるため。
- ・第三セクター及び公社については、合併後の市で想定している事務事業推進体制との整合性を考慮し、継続等について判断を行うため。